定款

特定非営利活動法人ケアたつ

特定非営利活動法人　ケアたつ　定款

　　　第１章　総則

　（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　ケアたつ　という。

　（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を埼玉県川口市大字新堀５０番地の２に置く。

　（目的）

第３条　この法人は、高齢者や障害者が地域で生活するためのさまざまな障壁に関する調査・研究、並びに相談・援助を通じて、健常者・高齢者・障害者がともに生活しているというあたりまえの地域社会の創造を目指す。

　（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 人権の擁護または平和の推進を図る活動

　（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　(1) 特定非営利活動に係る事業

①　地域で暮らす高齢者及び障害者の移動する権利を確保するための福祉移動サービス事業

②　高齢者及び障害者の社会参加を促進するための調査研究事業

③　地域で暮らす、または暮らそうとする高齢者及び障害者の生活並びに社会参加に関する相談援助事業

④　地域で暮らす高齢者及び障害者の現状を地域の人々と共有するための普及啓発事業

⑤　障害者（児）福祉サービス事業

⑥　障害者（児）移動支援事業

⑦　介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業

⑧　介護保険法に基づく居宅介護支援事業

第２章　会員

（会員の種類）

第６条　この法人の会員は、次のとおりとし、運営会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 運営会員　この法人の目的に賛同し、運営に参加する個人又は団体

(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

　（入会）

第７条　会員として入会しようとするものは書面または、運営会員の紹介書により理事長に申し込むものとし、申し込みのあったものに対し、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

２　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって紹介した運営会員及び、本人にその旨を通知しなければならない。

　（入会金及び会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び年会費を期限内に納入しなければならない。

　（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

　(1) 退会の申出があったとき

　(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

　(3) 事業年度内に年会費を納入しないとき。ただし特別な事情があり理事長が認めたときはこの限りではない

　(4) 除名されたとき

　（退会）

第１０条　会員は、退会しようとするときは、その意思を書面で理事長に申し込み、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次のいずれかに該当するときは、理事会において会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

　(1) 法令、定款等に違反し、勧告に応じなかったとき

　(2) この法人及び会員の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為を繰り返し行ったとき

(3)　運営会員総数の４分の３以上から文書でその会員の除名の意思があったと

　 き

　（拠出金品の不返還）

第１２条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しな　い。

　　　第３章　役員及び職員

　（役員の種類、定数及び選任等）

第１３条　この法人に、次の役員を置く。

　(1)　理事　３人以上５人以下

　(2) 監事　１人以上２人以下

２　理事のうち、１人を理事長とする。

３　理事及び監事は、総会において運営会員の中から選任する。

４　理事長は、理事の互選とする。再任は妨げない。

５　役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは３親等以内の　親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

６　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

　（役員の職務）

第１４条　理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

２　理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめの指名順により、理事長代理とし、その職務を代行する。指名できない場合は、理事の互選により、理事長代理を決定する。

３　理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

　(1)　理事の業務執行の状況を監査すること

　(2)　この法人の財産の状況を監査すること

　(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行

為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

　(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

　(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

　（役員の任期等）

第１５条　役員の任期は２年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

２　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

３　役員は、再任されることができる。

　（欠員補充）

第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

　（役員の解任）

第１７条　役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為、運営会員の３分の１以上からの申し入れがあったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

　（役員の報酬）

第１８条　役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受け　る者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

　（職員）

第１９条　この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を　置くことができる。

２　事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

　（顧問及び相談役）

第２０条　この法人は、必要に応じ、顧問または相談役を若干名置くことができる。

２　顧問及び相談役は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

３　顧問は、この法人の基本的な運営について、理事長の諮問に応ずる。

４　相談役は、理事会の業務に関する重要な事項について、理事会の諮問に応ずる。

　　　第４章　会議

　（種別）

第２１条　この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

　（構成）

第２２条　総会は運営会員をもって構成する。

２　理事会は、理事をもって構成する。

　（権能）

第２３条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散及び解散した場合の残余財産の処分

(3)　合併

(4)　事業計画及び収支予算

(5)　事業報告及び収支決算

(6)　理事の選任又は解任

(7)　その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

２　理事会では、以下の事項について議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. 運営会員及び賛助会員の入会金及び会費
4. その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

　（開催）

第２４条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

　(1)　理事会が必要と認めたとき

　(2)　運営会員総数の３分の１以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき

　(3)　第１４条第４項第４号に基づき監事から招集があったとき

３　理事会は、次に掲げる事由により開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき
2. 理事の３分の２以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき

（招集）

第２５条　会議は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は前条第２項第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に臨時総会を、前条第３項第２号による請求があったときは、その日から７日以内に理事会を招集しなければならない。

３　会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面またはFAX、メールなどにより、少なくとも５日前までに、通知しなければならない。

　（議長）

第２６条　総会の議長は、総会において出席した運営会員のうちから選任する。

２　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

　（定足数）

第２７条　会議は、その構成する会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

　（議決）

第２８条　会議における議決事項は、第２５条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

２　会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席したその構成する会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（書面表決等）

第２９条　やむを得ない理由により総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第２７条、第３０条第１項第３号の規定の適用については、出席したものとみなす。

　（会議の議事録）

第３０条　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければ

　ならない。

　(1)　日時及び場所

　(2)　構成会員の現在数

　(3)　会議に出席した構成会員の数（総会においては書面表決者及び表決委任者の場合にはその旨を付記すること。）

　(4)　総会では議長の選任に関する事項

　(5)　審議事項

　(6)　議事の経過の概要及び議決の結果

　(7)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が署名 、押印しなければならない。

　　　第５章　資産及び会計等

　（資産の構成）

第３１条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

　(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

　(2)　入会金及び会費

　(3)　寄付金品

　(4)　事業に伴う収入

　(5)　資産から生じる収入

　(6)　その他の収入

　（資産の管理）

第３２条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

　（会計の原則）

第３３条　この法人の会計は、特定非営利活動促進法第２７条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

　（会計の区分）

第３４条　この法人の会計は、次のとおりとする。

1. 特定非営利活動に係る事業に関する会計

　（事業年度）

第３５条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第３６条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により、その議決が得られない場合には、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

３　前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

４　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。ただし軽微な変更についてはこの限りでない。

　（事業報告及び決算）

第３７条　この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、三ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

　　　第６章　定款の変更、解散及び合併

　（定款の変更）

第３８条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した運営会員の４分の３以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

　（解散）

第３９条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

　(1)　総会の決議

　(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

　(3)　運営会員の欠亡

　(4)　合併

　(5)　破産手続開始の決定

　(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散する場合は、運営会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなら　ない。

４　解散のときに存する残余財産の帰属については、特定非営利活動促進法第１１条第３項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

　（合併）

第４０条　この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

　　　第７章　雑則

　（公告の方法）

第４１条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

　（施行細則）

第４２条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

　　　附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長　松浦龍自

理事　　○○健○郎　　　個人情報のため非公開

理事　　○○聡　　　　　個人情報のため非公開

理事　　○○原○弥　　　個人情報のため非公開

監事　　○○○明　　　　個人情報のため非公開

３　この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成２０年６月３０日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、

設立総会で定めるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成２０年３月３１日までとする。

６　入会金及び会費は次のとおりとする。

運営会員　　入会金　　　　　　　　０円

　　　　　　　　　　年会費　　　　　１０００円

賛助会員　　入会金　　　　　　　　０円

　　　　　　　　　　年会費　　一口１００００円